

2022年3月15日

各 位

会 社 名 株式会社KG情報  
代 表 者 名 代表取締役社長 益田 武美  
( J A S D A Q ・ コード 2408 )  
問 合 せ 先 岡山市北区平田170-108  
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長  
三上 芳久  
電 話 086-241-5522

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年1月25日開催の取締役会において、2022年3月11日開催の第42回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

適時開示基準を誤認していたため、本件の開示が遅れましたこととお詫び申し上げます。今後は、適時開示制度の重要性に鑑み、適時適切な開示に努めてまいります。

### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の多様化に備えるため、事業目的の追加を行うものであります（変更案第2条）。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度移行に係る定款の整備を行うものであります（現行定款第14条の削除及び変更案第14条の新設）。

### 2. 変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (新設) (新設) (新設) 18. 前各号の事業に付随又は関連する一切の事業その他前各号の目的を達成するために必要な事業	(目的) 第2条 (現行どおり) 18. <u>旅行業法に基づく旅行業</u> 19. <u>旅行業法に基づく旅行者代理業</u> 20. <u>旅行業法に基づく旅行サービス手配業</u> 21. 前各号の事業に付随又は関連する一切の事業その他前各号の目的を達成するために必要な事業
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(参考書類等のインターネット開示) 第14条 当社は、 <u>株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u> (新設)	(削除) (株主総会参考書類等の電子提供措置) 第14条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>

附則	附則
(新設)	<p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p><u>第2条 変更前定款第14条の規定の削除及び変更後定款第14条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日mのいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p><u>第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p><u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月11日(金)  
定款変更の効力発生日 2022年3月11日(金)

以 上